

医療費通知に係る個人情報の取り扱いについて

名古屋市職員共済組合では、医療費通知を世帯単位で所属を通じて組合員に配布しておりますが、これは個人情報保護法第 27 条の第三者提供に該当するため、本来であればあらかじめ組合員及び被扶養者本人の同意を得る必要があります。

しかし、本人にとって利益となるもの、又は保険者の負担が膨大である上明示的な合意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイドラインにより、黙示による包括的な同意が得られていればよいこととされています。

したがって、当組合においても、世帯単位での医療費通知発行に同意しない旨の申し出がない限りは同意が得られたものとみなします。世帯単位での通知を希望しない場合は、当組合へ申し出てください。

※世帯とは、当組合に加入している組合員及び被扶養者を指します。

お問合せ先：名古屋市職員共済組合 短期給付係

TEL 052-972-2158